

新型コロナウイルス感染症 5類感染症への変更に伴うお知らせ

5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5類感染症に変更になりました。

それに伴って変更になる基本的な感染対策等を次のとおりお知らせします。

詳しい情報は
こちらからも
確認できます



◆ 基本的な感染対策

- マスクの着用や手洗い、換気などの基本的感染対策を**国が一律に求めることはなくなります。**
- 国が提供する情報を参考に、**個人や事業者が自主的な感染対策に取り組めます。**



◆ 療養期間等

- **新型コロナウイルス感染症に感染した方へ、法律に基づき外出自粛を求めることはありません。**
- 外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。
ただし、**感染者は、発症後5日間は外出を控えることが推奨される期間**になります。
- **濃厚接触者として保健所から特定されることはなくなります。**
外出自粛を求められることもありませんが、**家族が感染した場合、自身の体調に注意してください。**

◆ 医療費等

- 外来医療費の**自己負担分に対する公費支援はなくなります。**
なお、**高額な治療薬の費用は公費支援が一定期間継続**されます。
- 入院医療費は、急激な負担増を避けるため、**一定期間、高額療養費の自己負担限度額から2万円が減額（2万円未満はその額）**となります。
- **検査費用の公費支援は終了**となります。

問い合わせ先：栃木市 保健福祉部 健康増進課（☎0282-25-3512）

高齢世帯のワクチン接種会場への移動支援としてタクシー券を交付します

対 象 75歳以上の独居世帯・75歳以上の高齢者のみの世帯

交付内容 タクシー券1, 000円分（500円券2枚）

申 込 高齢介護課（☎0282-21-2242）へお申し込みください。タクシー券は後日郵送